



上・下川淵中の統合や

清掃条例の改正など審議

定例市議會

〔林間學校入校児童〕

用意、カイそなへ、用意へ……、先生の号令で白いマートな船体が、いっせいに白く浪をけてゆく。

こゝは、開校中の市立赤城林間学校のそう艇訓練。林間学校、それは団体生活の訓練をとおして、生活の技術を得得しようとする場。

人里はなれた大自然の中で、協同、自主、自律の精神を養ふ児童、生徒がこの山頂で、

マ第百六号 中学校の統合について
マ第百七号 下淵中学の統合で第
中学とする
マ第百七号 前橋市清掃条例の改
正について（屎主料金の値上げ
マ第百八号 厚生住宅の設置につ
いて（大友町に20戸建設のもの）
マ第百九号 前橋市国民健康保険
診療所医師の往診旅費に関する条
例の改正について
マ第百十号 前橋市国民健康保険
税条例の改正（37年度の税率）に
ついても

市民プール
夜間開場

1日から市民待望の夜間開場です。
期間は7月1日から8月31日までの2カ月間です。
(期間中は午後9時まで)

かいせつ

新しい市の火災予防条例
例が7月1日から施行
されます。この条例は
消防法にもとづいて消
防庁で定めた権限に基
づくもので、「火」を使用
する物の位置、構造や消防法等
の規制、また数量以下の危険物等の
貯蔵、取り扱ったこと、おひらき等

人の住居に設けるもの
①電線設備
②高圧または特別高圧
(中)50ワット以上
の電機による高圧、また
上
③2リットル以上の
油設備
④ボイラ
ン、管状設備
⑤米麦粉

する気

を除く)
生ずる設備
の電気設備
⑦ 凶變
は特別高圧
がワット以
以上の蓄電
以上のネオ
スを充テシ
球

7月1日施行
新しい火災予防条例

これだけは必ず守ろう。

の避難者として定められて、全説で7章50条から成っている。この条例によつて消防長に届出の必要な設備や行爲はおおむね次のとおりですが、市民のみならずは、これだけは必ず守らう、この協力を要し。

◇次の「入」を使用する設備をもちときは届出が必す。①熱風炉 ②たきつけ面積2平方メートル以上および、かまこ（個人の住居に設けられるものを除く）③ボイラー（個人所有の路上工事、五分の一以上であれば届出が、

◇次の小規程をもちときは届出が必す。①熱風炉 ②たきつけ面積2平方メートル以上および、かまこ（個人の住居に設けられるものを除く）③ボイラー（個人所有の路上工事、五分の一以上であれば届出が、

新しい火災予防条例

これだけは必ず守ろう！

煙、まばら火災炎発するおそれのある行為④煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑤煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑥煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑦煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑧煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑨煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑩煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑪煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑫煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑬煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑭煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑮煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑯煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑰煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑱煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑲煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為⑳煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉑煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉒煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉓煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉔煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉕煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉖煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉗煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉘煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉙煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉚煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉛煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉜煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉝煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉞煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㉟煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊱煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊲煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊳煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊴煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊵煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊶煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊷煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊸煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊹煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊺煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊻煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊼煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊽煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊾煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為㊿煙火のち上げ、まばら火災炎発するおそれのある行為

体育指導委員を任命

実技を主とする45名

市教育委員会では市民生活に融 岳)柴田郁夫(サイクリング)金
子文市(自伝事)井上正二(本巢)

めに実技を主務とする人 45人を
体育指導委員とすることをきめ18
日よりあつす44人を任命しまし
た。(東地区未決定)

天(城東) 船津祐一(若宮) 関口
(敷島) 細野嘉晴(城南) 大熊忠
井) 倉伝治(中川) 以後崎琉友
田中徳己(体協) 正木徳次郎(桃

またこの指導委員で前橋市体育保(天川)鈴森仁(宥神)岩崎盛
指導委員会をつくり、体育行事に一(中央)三橋守人(上川淵)主
協力するとともに、委員相互の連代重定(下川淵)田村忠三(水明)

緒をはかることになり、同日会長
に柴田止美、副会長に船津祐一、
青柳晃安(駒形)、長沼寿郎(桂)
本木政彦(芳賀)、関口静男(南橘)
茂木主夫、長沼寿郎等役員をきめ
立、吉一(緑社)、真塩直夫(元橋)

ました。

◇前橋市体育指導委員

蜂巣文美(清里) 高草本喜よ
・金井力工(婦人会) 池田一英、
関口榛佳(青年団) 京田豊(競馬
愛好会) 三上孝(基友会) 千葉

茂木正夫（園上）小島英雄（園上）
荻野政清（庭球）宮沢春雄（卓球）
稲村 豊（バトミントン）品川 参（バトミントン）
判部（教育委員会・体育課）

トボール) 藤井一司(柔道) 柴田
 とうつる

正美(剣道) 高坂岩居(弓道) 渡辺一治(水泳) 関口文雄(スキー) 斎田順繁(スケート) 福島孝(山にうつりました。

自動車を使用の方へ

11日～12日 起終点交通調査

午前7時から24時間、この調査は、日本の将来の交通の道路で交通関係者によ
姿を正しく推定して道路を扱

（建設部・計画課）
 調査員による直 くるものです。
 出発して、どこを通り、新しく造つたりする資料を「くか」調査員による直 くるものです。

危険物		準危険物		特殊可燃物	
品名	指定数量	品名	指定数量	品名	指定数量
ガソリン・エーテル	100立	油かす	1000キロ	木毛・かんなくず	400キロ
軽油・灯油	500ℓ	副養糸(のし)	100ℓ	ゴム類	3000ℓ
重油	2000	パラフィン	600ℓ	木材・加工品	1方10m

の適用範囲
 特殊可燃物は、
 必要です。
 次の設備器具は可燃物から
 安全な距離を保つこと
 【コンロ移動スロープ】 不燃燃
 の台の上に置く。ガソリン・石油
 を使用するものは使用中燃料の切
 給はしないこと。
 【火鉢】 壁面と空面を遮
 か、底に砂を敷く。
 【置こご】 火入容器は金属製
 の不燃材の上に置く。
 【火消し桶】 破損、故障した
 のは使用しない。
 【棚たつ】 内面は不燃材料
 被覆する。
 (消防本部)

自動車を使用の方へ

11日・12日 起終点交通調査

市の主要道路で交通関係者により、新しく造つたりする資料をつき、どこを出発して、どこを通り、どこで一周するかの直

（建設部・計画課）

7月の気温は高めで、雨量は
おむね平年並ですが、ところによ
り多めのところがあります。

福引大売出し

福引大売出しは、商工会議
主催市などが後援で七夕ま
りの期間中実施。200名を
月28日東京体育館で開催さ
る。アメリカン大西部サー
ズにて招待する。お買上毎
百円ごとに福引券1枚、百
ごとに福引補助券を進呈す
。1等景品、未等空くじな
。抽せん所は横山町小石社
内
(商工部・商政課)

「愛花魂」の探集品が多く載せられているのも、両者の関係の深さを物語るものだ。

明
いらんやい
はりがねを大きくする
ハンガー入れてるのよ

愛花
碑めぐり

ノハゴケ・ユキバナ・アワイホ
ゴケなど新しい種対してもそ
れぞれ新名称がつけられて、通知
されて来ました。それが大正九年

13. 14. 15
20. 21. 22